

保育の安全に関わる情勢 と今後の取り組みについて

子どもの命を考える集会⑨

2022年4月17日

子どもの安全対策徹底を

保育の重大事故なくすネット 政府に要請

保育事故の当事者や研究者等で構成する



会見する(左から)藤井、岩狹、平沼の各氏
4日、大阪市北区

「保育の重大事故をなくすネットワーク」は4日、大阪市内で記者会見し、内閣府・厚生労働省・文部科学省に「無償化及び保育にかかわる安全対策についての要請書」を提出し、オンラインで政府担当者と懇談を行ったことを報告しました。

「安全」に関する事務が位置付けられていません。

要請書では、▽幼児教育・保育の無償化施行後2年の検討で、指導監督基準を満たさない認可外保育施設等を対象から外す▽認可外保育施設の立入指導の徹底、認可化移行の促進▽児童福祉法に基づく保育施設等への実地監査の要件を緩和しない、年1回以上の実地監査のための体制整備

▽子どもの死因を検証するチャイルド・デス・レビュー(日本版CDR)の早期整備などを求めています。

大阪保育運動連絡会の岩狹匡志副会長が全体の報告と進行。赤ちゃんの急死を考える会の藤井真希事務局長が、自身の娘を亡くした経験とCDRの必要性を指摘。平沼博将大阪電気通信大学教授が、国の不作為が子どもの命を奪っている」と批判。全国民間保育園経営研究懇話会の石川幸枝会長は「実地監査の緩和は本当に危ない」と強調しました。

保育の重大事故をなくすネットワーク
「無償化及び保育にかかわる安全対策についての要請書」 2022年3月4日政府懇談
※要望書は大保連ホームページに掲載

認可外保育施設の問題

2. 総論

(1) 議論の前提

- 認可外保育施設が無償化の対象となるには、**都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが必要**。ただし、経過措置として**5年間の猶予期間**を設定（この間は届出さえなされていれば無償化の対象となる）。
 - 5年間の経過措置期間の終了後は、認可外保育施設が無償化措置の対象となるには、国が定める認可外保育施設指導監督基準を満たすことが条件となる。

- この措置については、改正附則において、**無償化施行後2年後を目途に**、認可外保育施設は無償化の**実施状況を検討し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる**旨が定められている。

<認可外保育施設に係る主な状況>

- ・ 認可外保育施設のうち国の指導監督基準を満たせていない施設が**約4割**。
- ・ 認可保育所等への**移行を希望しない施設が約7割**。
- ・ 認可外保育施設の届出**施設数は約19,000か所**。**利用児童数は約24万人**。

<参照条文>

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号) 附 則

(児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設に関する経過措置)

第四条 新法第八条に規定する子育てのための施設等利用給付については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもの)に限り、…(略)…を同号に掲げる施設とみなして、新法…(略)…の規定を適用する。

2・3 (略)

(検討)

第十八条 **政府は、この法律の施行後二年を目途として、附則第四条の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況を勘案し、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

幼児教育・保育の無償化に関する協議の場幹事会
都道府県と市町村に関わる実務WG
令和4年3月1日

経過措置の対象外とするためには
自治体で条例化が必要だが、条例
制定は全国で20自治体程度

「2年後」とは2021年10月のこと

無償化法案の参考人質疑（2019年3月27日・5月7日）

- 寺町東子参考人「認可外保育施設のうち**指導監督基準を満たさない施設、これについては無償化の対象から外すべき**」「質の向上を促すという観点でも、この附則第4条は足かせになります。**基準を満たさない認可外を5年間の経過措置で給付対象にしたら、基準を満たさなくても無償化になる**わけですね。そうすると、**質を高めていこうというインセンティブがなくなります。**」（衆議院内閣委員会）
- 藤井真希参考人「附則第4条で**指導監督基準を満たしていない施設に5年間もの経過措置を与えることは、子どもの安全を脅かす**こととなりますし、また子どもの健やかな発達の妨げになる可能性もあります。」（参議院内閣委員会）



教育・保育施設等における子どもの死亡事故

※2004年～2020年の17年間で218人※が亡くなっている(※件数は215件)

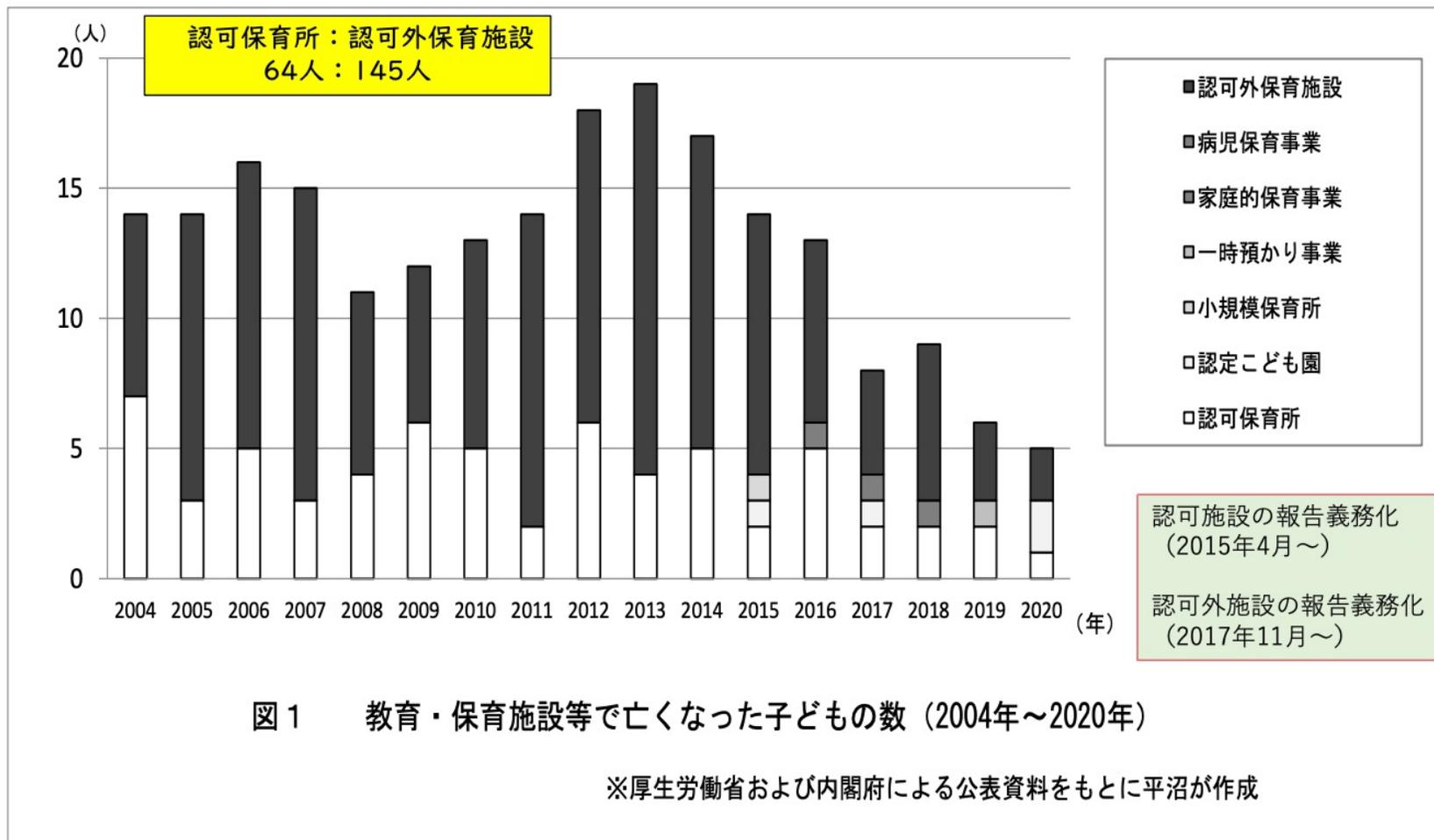


表 認可保育所と認可外保育施設における死亡事故発生率の比較※1

年		認可保育所			認可外保育施設			死亡事故発生率の比較 (認可外施設/認可保育所)
西暦	和暦	死亡した 児童の数	入所児童数 (各年4月1日時点)	死亡事故 発生率	死亡した 児童の数	入所児童数 (各年3月31日時点)	死亡事故 発生率	
2004	H16	7	1,966,958	0.0004%	7	176,909	0.0040%	11.1
2005	H17	3	1,993,796	0.0002%	11	178,852	0.0062%	40.9
2006	H18	5	2,004,238	0.0002%	11	179,748	0.0061%	24.5
2007	H19	3	2,015,337	0.0001%	12	178,669	0.0067%	45.1
2008	H20	4	2,022,227	0.0002%	7	177,231	0.0039%	20.0
2009	H21	6	2,040,934	0.0003%	6	176,421	0.0034%	11.6
2010	H22	5	2,080,072	0.0002%	8	179,676	0.0045%	18.5
2011	H23	2	2,122,951	0.0001%	12	186,107	0.0064%	68.4
2012	H24	6	2,176,802	0.0003%	12	184,959	0.0065%	23.5
2013	H25	4	2,219,581	0.0002%	15	200,721	0.0075%	41.5
2014	H26	5	2,266,813	0.0002%	12	203,197	0.0059%	26.8
2015	H27	2	2,159,357	0.0001%	10	201,530	0.0050%	53.6
2016	H28	5	2,136,443	0.0002%	7	177,877	0.0039%	16.8
2017	H29	2	2,116,341	0.0001%	4	158,658	0.0025%	26.7
2018	H30	2	2,088,406	0.0001%	6	220,853	0.0027%	28.4
2019	R1	2	2,058,132	0.0001%	3	173,160	0.0017%	17.8
2020	R2	1	2,039,179	0.0000%	2	243,882	0.0008%	16.7
合計		64	35,507,567	0.0002%	145	3,198,450	0.0045%	25.2

※1)「教育・保育施設等における事故報告集計」「保育所等関連状況取りまとめ」「認可外保育施設の現況取りまとめ」等の公表資料に基づいて平沼が作成(2022年3月4日更新)

「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和3年）」12頁

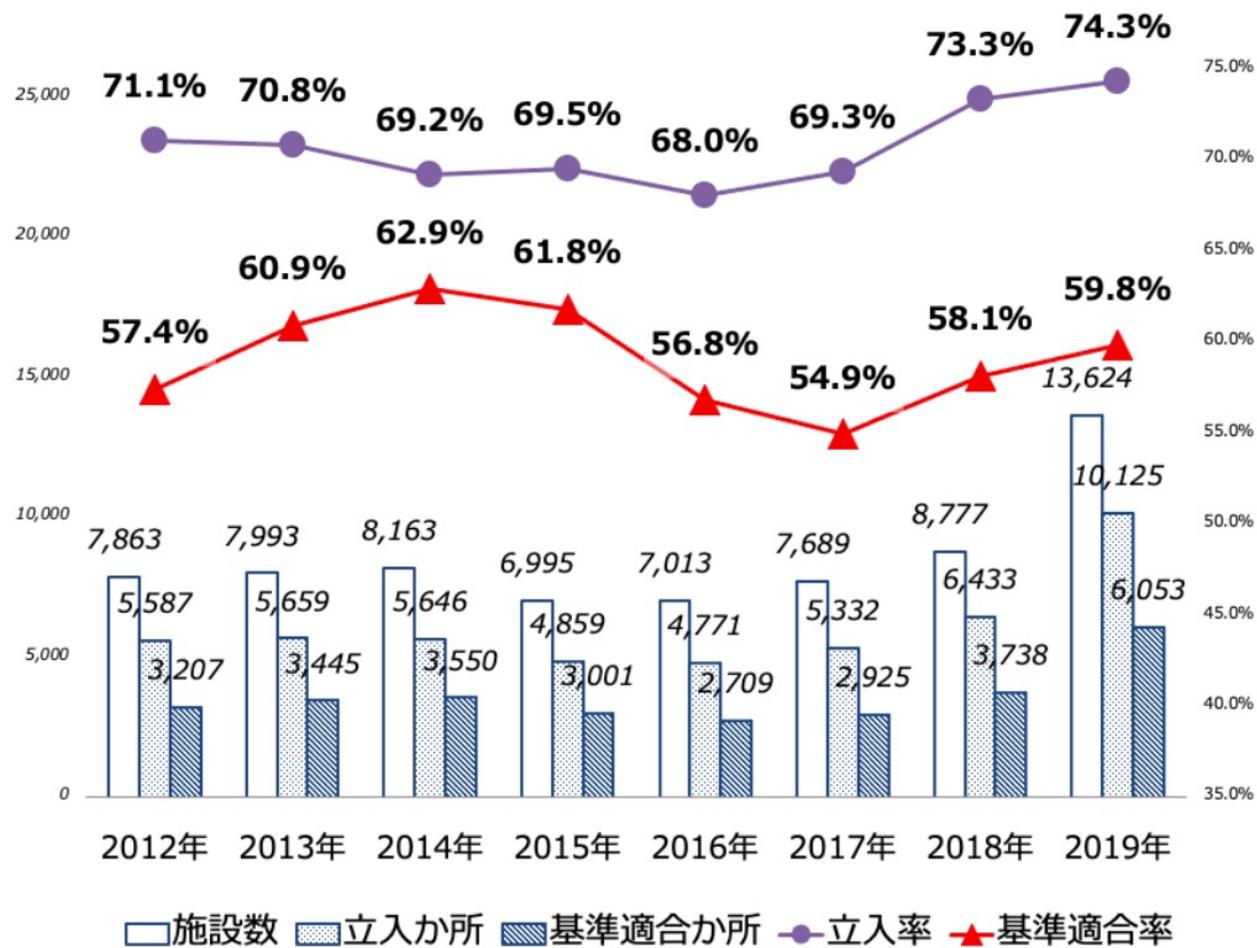
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/houkoku/jiko_houkoku-r03.pdf

参考（施設別死亡件数推移）：集計開始時からの件数推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	%
幼保連携型認定こども園	1	0	1	0	0	0	2	3.6%
幼稚園型認定こども園	0	0	0	0	0	1	1	1.8%
保育所型認定こども園	0	0	0	0	0	1	1	1.8%
認可保育園	2	5	2	2	2	1	14	25.5%
小規模保育事業	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
一時預かり事業	0	0	0	0	1	0	1	1.8%
家庭的保育事業	0	1	0	1	0	0	2	3.6%
病児保育事業	0	0	1	0	0	0	1	1.8%
地方単独保育事業	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
その他の認可外保育施設	9	7	4	6	3	2	31	56.4%
計	14	13	8	9	6	5	55	100%

依然として、子どもの安全を最優先とする意識の徹底が十分とはいえない状況が見受けられており、“保育者の安全意識が不十分”、“安全な教育・保育環境の確保の不足”、“緊急時の対応の不徹底”など国のガイドラインの周知・理解が十分でない等の基本的な部分での課題も浮き彫りとなっている。

認可外保育施設 立入・基準適合状況



※2012年度から2019年度の「認可外保育施設の現況取りまとめ」（厚生労働省）より作成

認可外保育施設指導監督指針では「年1回以上の立入調査」が原則と定められている。

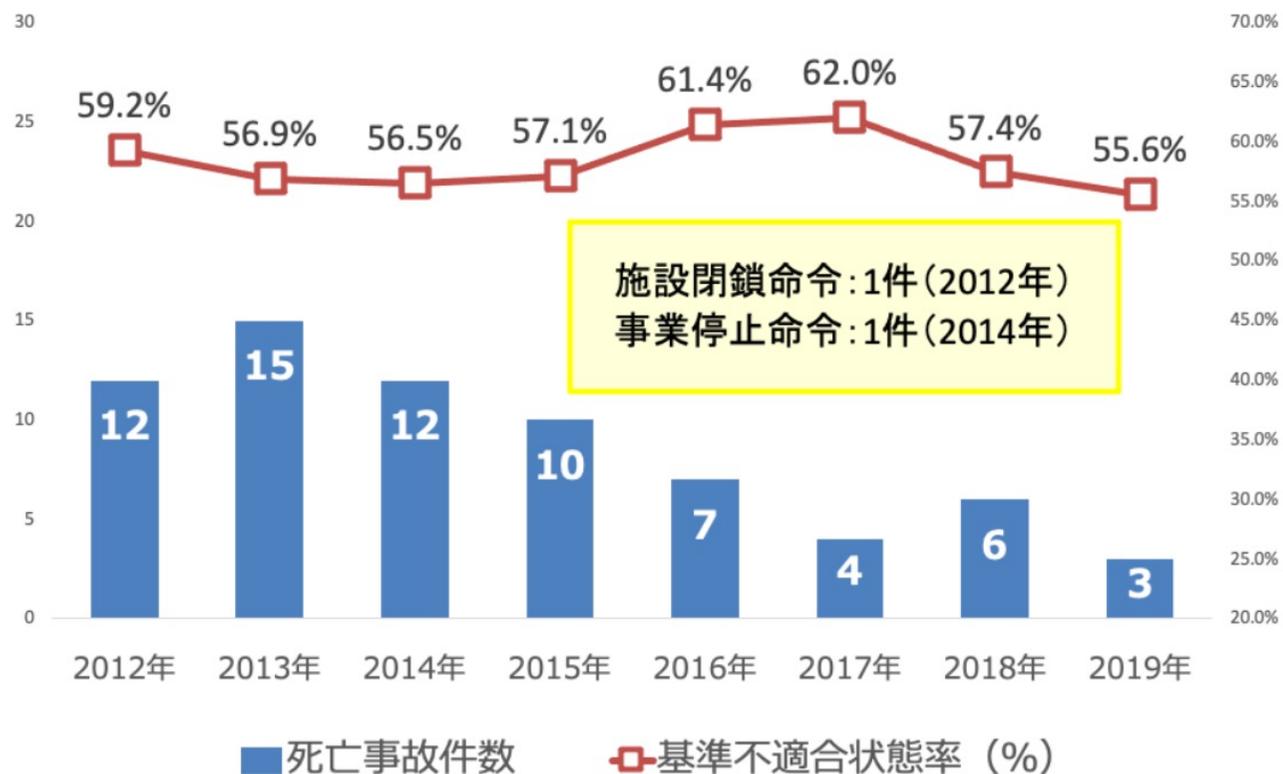
職員1人あたり施設数が少ない自治体ほど立入調査の実施率が高い傾向にある。

現行の認可外保育施設の指導監督指針では、すでに一定程度、立入調査が柔軟化されている部分がある。

2019（R1）年の指導監督基準への適合状況は全体で59.8%。内訳は、ベビーホテル45.9%、事業所内保育施設62.5%、その他の認可外保育施設57.8%。

基準不適合の上位項目は「施設及びサービスに関する内容の掲示」、「非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定・訓練の実施」、「乳児の健康診断の実施」。

認可外保育施設 死亡事故と基準不適合状態率



2019 (R1) 年度のデータでは「指導監督基準に適合していないもの」として把握された施設は、全体で約4000施設。そのうち改善勧告まで至ったものは0.2%であり、文書指導まで至ったものは約6割、口頭指導までのものは約4割弱となっている。

- ※ 「教育・保育施設等における事故報告集計」「認可外保育施設の現況取りまとめ」より作成
- ※ 2014年までの死亡事故は地方単独保育施設とその他認可外保育施設を分類して把握していない
- ※ 2015年の地方単独保育施設における死亡事故は1件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）
- ※ 「基準不適合状態率」は立入未実施施設と立入施設のうち基準不適合施設の合計を届出施設数で除したものの

4. 認可外保育施設の質の確保・向上

(令和4年度予算案)

(前年度予算額)

15億円 (20億円)

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 353千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要の費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村
 【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 588千円
 ②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 525千円
 ③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 787千円
 ④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,200千円、仮設設置費 3,800千円
 【補助割合】 ①～③：国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 ④：国：1/2、市区町村：1/2

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村
 【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円
 【補助割合】 国：1/3、都道府県：1/3、市区町村：1/3 又は 国：1/3、指定都市・中核市：2/3

15

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業【拡充】 (P29参照) (保育対策総合支援事業費補助金)

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

令和4年度予算案においては、認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、支援対象の拡充を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村
 【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,000千円 移転費等 1か所当たり 5,000千円
 《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,000千円 移転費 1か所当たり 1,200千円
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4

「保育所等の質確保・向上のための取組強化事業」にかかる予算額（「保育対策総合支援事業費補助金）及び実施自治体数推移。

2018年度 381億円 31自治体
 2019年度 394億円 50自治体
 2020年度 394億円 69自治体
 2021年度 402億円 集計中
 2022年度 453億円

※市区町村数：1741

認可外保育施設 増減状況

年度 (調査時点)	増加理由			減少理由			
	新設等	移行	(計)	廃止・休止	転換	認可へ移行	(計)
2009 (H21) 年度 (2010 (H22) 年3月末)	699	120	819	557	133	13	703
2010 (H22) 年度 (2011 (H23) 年3月末)	758	201	959	523	196	39	758
2011 (H23) 年度 (2012 (H24) 年3月末)	799	272	1,071	601	265	45	911
2012 (H24) 年度 (2013 (H25) 年3月末)	585	139	724	455	132	42	629
2013 (H25) 年度 (2014 (H26) 年3月末)	632	152	784	489	156	34	679
2014 (H26) 年度 (2015 (H27) 年3月末)	707	97	804	525	98	82	705
2015 (H27) 年度 (2016 (H28) 年3月末)	607	109	716	646	104	1,081	1,831
2016 (H28) 年度 (2017 (H29) 年3月末)	679	168	847	555	193	464	1,212
2017 (H29) 年度 (2018 (H30) 年3月末)	1,718	243	1,961	662	258	328	1,248
2018 (H30) 年度 (2019 (H31) 年3月末)	3,473	400	3,873	894	400	218	1,512
2019 (R01) 年度 (2020 (R02) 年3月末)	8,378	178	8,556	1,160	178	167	1,505

認可化移行運営新事業を活用する施設数、認可へ移行する施設数ともに、減少している。また、認可外保育施設のうち、約3割が認可保育所等への移行を希望するが、残りの約7割は認可外保育施設として運営を続ける予定。

幼児教育・保育の無償化施行後 2 年の検討における認可外保育施設等の取扱いについて【要望】

- 指導監督基準を満たさない認可外保育施設等を対象から外してください
- 認可外保育施設の立入指導を徹底するとともに、認可化移行の促進を強めてください
- 無償化施行後 2 年の検討における施行状況調査及び検討過程の情報について公開してください
- 無償化対象でも公的無過失保険に加入できない施設等があることから、事故対応の公平性が確保されるようにしてください

基準満たさない認可外保育施設への経過措置は2023年10月まで継続。

幼児教育・保育の無償化に関する協議の場幹事会
都道府県と市町村に関わる実務WG
令和4年3月1日

課題と対応策

検討視点ごとの課題と対応策

検討視点①の関係

①地方自治体の体制

- 限られた人員体制の中で業務負担を軽減する方策の検討
→ **巡回支援指導員**による立入調査等の**業務範囲の明確化と活用事例等の周知**
- 認可外保育施設に対する指導監督に関する知識等を効率的に習得できる方策の検討
→ **Q&A、分かりやすい資料**（映像資料等）の作成

②基準適合判定の在り方

- 現行の指導監督指針を踏まえた効果的・効率的な基準適合判定が可能となる方策の検討
→ 現行指針の改めでの周知、**書面調査用のチェックシートのひな形**などの作成・周知

検討視点②の関係

③指導監督基準適合に向けた支援

- 認可移行を希望しない施設が指導監督基準を満たすことができるよう支援の在り方を検討
→ 一定条件の下（注）、**認可移行等を要件としないで、時限的に（令和6年度まで）、施設の改修・移転費、保育士の資格取得等に対する支援**を実施

（注）都道府県と市町村とが、支援の必要性を認めて支援計画を作成した施設など

④質の低い施設に対する措置

- どのような形で、改善勧告等の措置について、各地方公共団体間で情報共有を図っていくべきか検討
→ **事例集の作成**、公表・共有に係る**関係規定の整備**

立入調査が十分でない点は、指導権限のある自治体職員の増員ではなく、「巡回支援指導員」の活用や、立入調査の柔軟化（書面による確認等の調査手法など）を検討。

実地監査緩和の問題

実地監査緩和のパブコメ 【改正趣旨①】

- 児童福祉法施行令第38条の規定により、都道府県知事は、児童福祉施設が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないこととされている。
- また、令第35条の4の規定により、市町村長は、家庭的保育事業等が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないこととされている。

安全で質の高い保育を子どもたちに提供するために

「1年に1回以上 実地につき検査させなければならない」 = 義務規定

年1回 実地（＝現場に行って）検査（＝監査）する

実地監査緩和のパブコメ 【改正趣旨②】

- 令和3年地方分権改革に関する提案募集において、原則実地とされている社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも実施できるよう、書面やリモートでの監査を認めるよう提案を受けたところ。**【実地から書面などに緩和】**

※平成30年度にも運用見直しの提案あり

- 児童福祉施設以外の施設に対する監査等の方法については、それぞれの所管部局において通知で定められているが、児童福祉施設等に対する検査の方法については、上述のとおり、政令で定められているため、今般、令の改正を検討する。**【法令で定めるのをやめて通知レベルに緩和】**

※老人福祉施設・障害者支援施設・社会福祉法人の指導監査は通知レベル

実地監査緩和のパブコメ【改正概要】

- 児童福祉施設への都道府県知事による実地検査を規定する令第 38 条及び市町村長による家庭的保育事業等への実地検査を規定する令第 35 条の 4 から、監査を実地で行うという要件を削除する。
- ※ 改正後における児童福祉施設等に対する監査の方法については、厚生労働省子ども家庭局長通知において具体化する予定。

実地監査緩和のスケジュール

- パブリックコメント 2021年12月24日～2022年1月22日
- 2022年4月から改正施行（予定）
- 意見 計280件
- 関係法令等の改正（必要に応じて）2022年夏頃 **【先送り】**

児童福祉施設等の感染防止・指導監査の在り方に関する研究会

- 2021年8月から2022年1月まで4回開催
- 2022年1月31日 研究会報告書

監査方法の見直し（概要）

児童福祉施設への定期的な監査について、例外的に書面による監査を導入

実地による監査が原則

条件（前年度の実地監査が適切・設置後一定年限以降の施設）をクリアし、理由①または②による場合は、例外的に書面監査が可能

- ① 実地監査を控えるべき事情があると認められ、かつ、直近の監査で大きな問題なし
- ② 前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されている

これを運用すれば、実地監査は2年～3年に1回ということもありません

パブコメへの意見（抜粋）

- 現地に行くことで判ることはたくさんあります。具体的には、臭い、汚れ、整理整頓の欠如、2方向避難路が現実に避難可能な状態か、備えるべき帳簿・備品などが現実に存在するか、子どもや職員の表情など、現地に行けば一目瞭然なことから、ちょっとおかしいな？と思って精査・深掘りのキッカケになることまで、さまざまな情報が得られます。百聞は一見に如かず、です。
- 保育施設の質の低下が懸念されている昨今、原則としての実地検査をやめてしまうことに強く反対です。特に0歳児などの子どもは、何か問題が起きていても誰かに伝える術を持ちません。そして、親も保育施設内のことは、隠されてしまえばわかりえませんが、そんな中、実地でなくても良い、としてしまえば、問題を隠蔽しやすくするだけです。

2018年度 総務省行政評価

「子育て支援に関する行政評価・監視—保育施設等の安全対策を中心として—」

- 地方公共団体における保育施設等に対する年1回以上の実地監査が徹底されるよう、地方公共団体における監査の実施方法について、監査の質にも留意して把握・分析し、人員体制に応じて効率的かつ効果的に実地監査を履行できる方策を検討すること。あわせて、年1回以上の実地監査が求められている保育施設等に対する地方公共団体の実地監査の実施率を毎年度公表すること。
- 保育施設等に対する実地監査は、保育施設等の運営の実態を地方公共団体が的確に把握するための重要な手段であり、平成29年3月に東京都において取りまとめられた検証報告書では、死亡事故が発生した保育施設に対し、地方公共団体において実施監査を事業開始以降一度も実施していなかったことが、「行政による指導体制に関する問題点や課題」として指摘されている。

2019年度 保育所 実地監査率

「令和元年度 児童福祉行政指導監査等の実施状況報告書」より <https://www.mhlw.go.jp/content/000829364.pdf>

	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	20%以上 40%未満	0%以上 20%未満
都道府県	岩手県 秋田県 群馬県 富山県 静岡県 京都府 山口県 徳島県 愛媛県 佐賀県 長崎県 大分県 沖縄県	宮城県 福島県 岐阜県 和歌山県 香川県 福岡県 熊本県 宮崎県	北海道 山形県 神奈川県 奈良県 岡山県 広島県	青森県 栃木県 千葉県 新潟県 石川県 山梨県 長野県 愛知県 大阪府 鳥取県 島根県 高知県	茨城県 埼玉県 福井県 三重県 滋賀県	東京都 兵庫県 鹿児島県
47	13 28%	8 17%	6 13%	12 26%	5 11%	3 6%
指定都市	相模原市 静岡市 浜松市 京都市 堺市 神戸市 熊本市	仙台市 さいたま市 名古屋市 大阪市 岡山市	札幌市 広島市	千葉市 横浜市 川崎市 北九州市 福岡市	新潟市	
20	7 35%	5 25%	2 10%	5 25%	1 5%	0 0%
中核市	旭川市 函館市 青森市 八戸市 盛岡市 秋田市 福島市 郡山市 宇都宮市 高崎市 前橋市 川越市 船橋市 柏市 八王子市 横須賀市 富山市 金沢市 福井市 甲府市 岐阜市 豊橋市 豊田市 大津市 豊中市 高槻市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 松江市 呉市 福山市 下関市 高松市 松山市 久留米市 佐世保市 大分市 宮崎市 鹿児島市 那覇市	東大阪市 倉敷市 高知市 長崎市	いわき市 長野市 鳥取市	山形市 川口市 越谷市 枚方市 寝屋川市 奈良市	岡崎市	八尾市 和歌山市
58	42 72%	4 7%	3 5%	6 10%	1 2%	2 3%
125	62 50%	17 14%	11 9%	23 18%	7 6%	5 4%

全国平均62.5% 実施100%は50% 60%未満は28%

義務付けで100%にならず自治体間で大きな差がある

実地監査の運用見直しを提案した自治体

- 施設数が増加する一方で、実際に監査を行う 職員数が不足している
- 保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は容易でない
- 検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っている
- 保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し実地検査を行うことに 苦慮している

大半は、監査対象施設に見合った人員体制整備がままならないことが理由

⇒ 人が足りないなら、人を増やすべき！

実地監査をきっかけに認定取消し

姫路市「わんずまざー保育園」（地方裁量型認定こども園）は、実地監査により、劣悪な保育状況（定員をはるかに超える子どもを預かり、給食のおかずはスプーン1杯分だけ等）があきらかとなり認定取り消し（2017年4月）となっています。この事例でも、開園から約2年が経過する時点での実地監査であったことから、年1回以上の監査がされていれば、もっと早くに対応でき、利用児童等への影響も小さくできたものと思われる。

「わんずまざー保育園」（兵庫県姫路市）

県がこども園の認定取り消し。外注した約40人分の給食を定員を超える約70人の園児に分けるなどしていた



2歳児に出された給食。
兵庫県姫路市提供



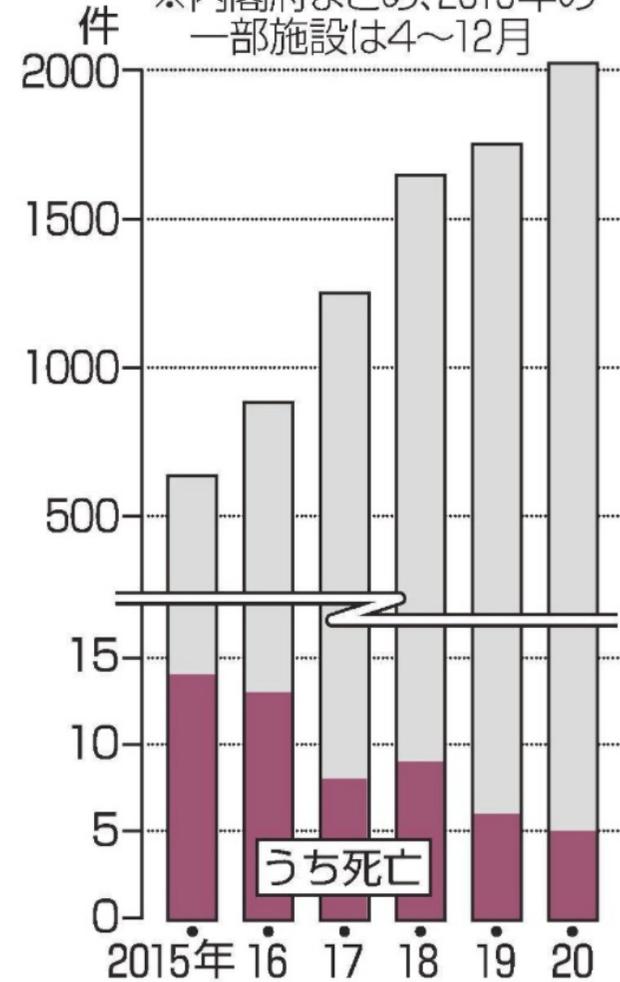
不適切な保育実態が明らかになった私立認定こども園「わんずまざー保育園」＝姫路市飾磨区加茂

実地監査の徹底・充実を

近年、保育施設における重大事故件数が増加しており、不適切な保育事例の報告もあることから、実地監査の徹底・充実を通じて保育施設における安全対策を徹底・推進させることこそが重要です。

保育事故件数の推移

※内閣府まとめ、2015年の一部施設は4~12月



1 14版△ 2022年(令和4年)3月27日(日)

4年94件 都に報告

保育園の散歩「置き去り」多発

東京都の保育施設で、園児を散歩中に置き去りにする事例が4年間で94件に達した。東京都は、園児の安全確保を徹底させるため、園児を置き去りにする事例を厳しく取り締まるとしている。また、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。自治体は、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。自治体は、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。

保育士配置基準 低すぎる

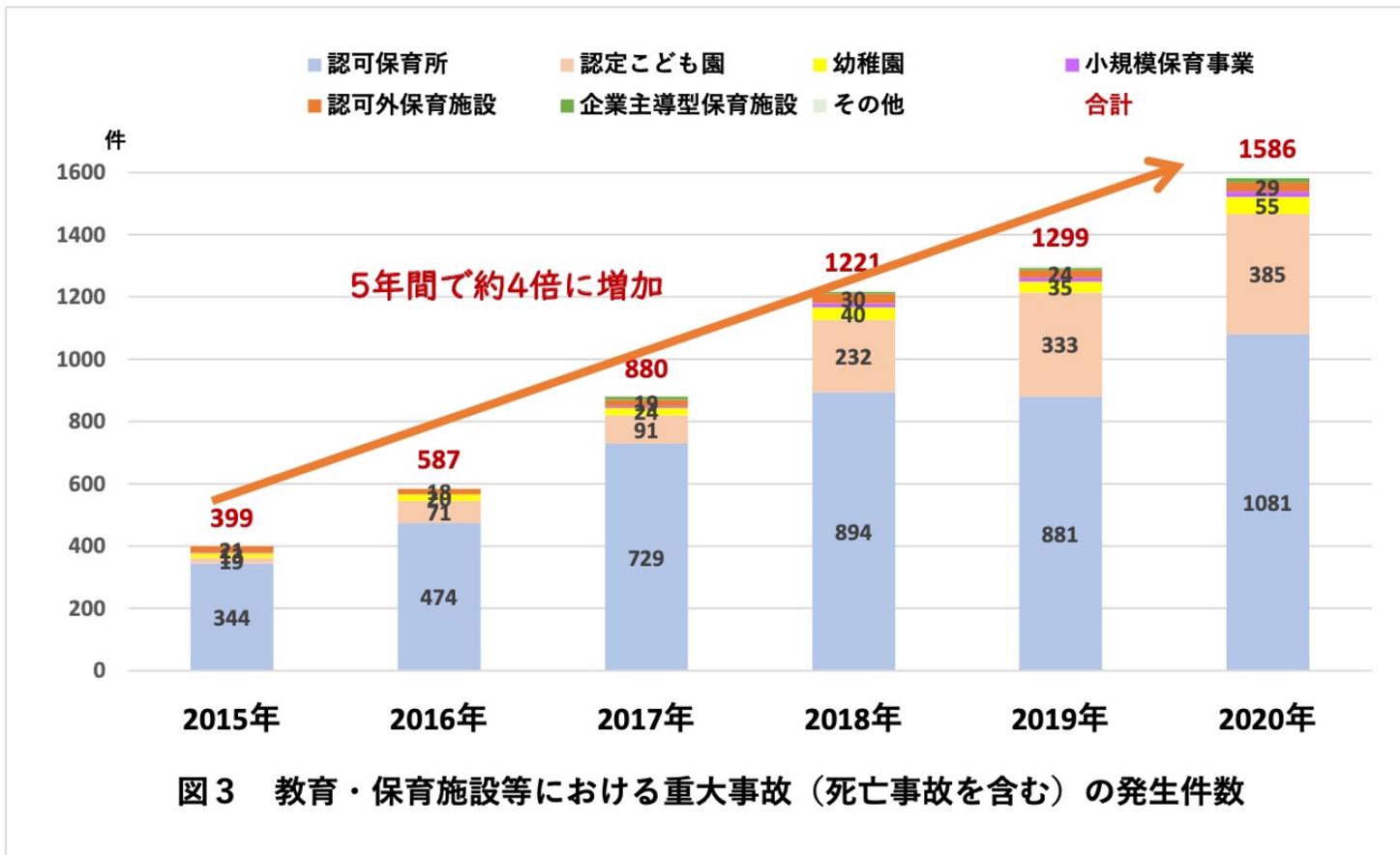
保育士の数が少ないため、園児の安全確保が難しくなっている。また、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。自治体は、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。

2歳児残し出発

東京都に在住の2歳児が、保育園から出発する際に置き去りにされた。園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。自治体は、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。

園庭ない園増加

園庭がない保育園が増えている。園庭がないと、園児の安全確保が難しくなっている。また、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。自治体は、園児を置き去りにする事例が多発していることから、実地監査の徹底・充実を求めている。



※ 2015年～2020年の「教育・保育施設等における事故報告集計」に基づいて平沼が作成

死亡事故は減少しているものの意識不明件数が増加。

2号認定、3号認定児童を多く保育している施設は事故が圧倒的に多い傾向。

この背景には、職員配置基準の問題がある。
配置基準の実態との乖離は、
国の調査で約1.45倍
民間の調査で約1.9倍
配置基準は70年以上も改善されていない。

大阪市は認可保育所での死亡事故の教訓から昨年6月に配置基準改善や看護師配置を国に要望。

国会質疑での政府答弁

(2022年3月16日 参議院内閣委員会 田村智子参議院議員の質疑)

厚労省の研究会の報告書では、指導監査についてはあくまでも実地によることが原則とし、**例外的に実地によらない方法をとる場合に一定の条件を求めべき**との意見をいただいております。

保育等の質の確保が重要なことは当然でありまして、**研究会の意見を踏まえ**、保育等の質の確保と両立した実効的な指導監査が可能となるよう引き続き**検討してまいりたい**と考えております。



いまの政府方針では、今年の夏頃に緩和のための関係法令の改正を行い、2023年度から緩和を実施する見込み。

実地監査の徹底・充実を

政府が創設を目指す「こども家庭庁」は、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える、その司令塔だとしています。そして、所管する事務には「こどもの安全」も柱だてられています。ならば、行政の体制上の問題からの出発でなく、子どもの最善の利益から、実地監査がどうあるべきかを考えるべきではないでしょうか。

子どもたちの安全のために声をあげていこう！

大保連からの提起 1500人の「声」を届けよう！ (5月21日〆切)

オンライン ミニ学習会

「子どもの命と育ちを守る 実地監査について」

日時) 4月18日(月)
午後6時~6時45分

講師) 藤木 克己さん・杉山 隆一さん(大阪保育研究所)
学習内容) 多くの地域でこんな風に監査がされています。

監査で明らかになる不正不備の実態
検討改善が必要な監査の内容について など

ID: 873 5887 5617 パスコード: 405669 (Zoomウェビナー)

★4月20日~5月20日でYouTube配信あり 下記へ申し込んでください。
snpa.dai@noren@gmail.com 件名「実地監査ミニ学習」

①自治体名 ②施設名 ③氏名(代表者名) ④保護者か職員かその他 ⑤連絡先
件名・①~⑤をメールに書いて送ってください。URLを返信します。

児童福祉施設等に対する指導監査の簡素化について、

昨年(12月24日~1月22日)のパブリックコメントが実施され280件意見が寄せられました。そのほとんどが「反対」意見。その結果を受けて、厚労省は3月に実施する予定だったが、夏ごろに先送りしました。しかし、このままでは当初予定されていた通り、年1回実地監査が義務化されるものを実地によらない方法(書面やリモート)に緩和されてしまいます。

このままでは実地監査がなくなります！

今後のとり組み) 保育者・保護者の「声」を届けよう。(別紙「私の声を聞いてください」)

・5月21日(土)締め切り 地域でまとめて大保連に送ってください。
・大保連からまとめて岸田首相、後藤茂之(厚生労働大臣)に送ります。

★民間保育園・自治労連保育部会で、知時間での監査について学習しみなんで「声」を書きましょう。保護者には監査の必要性を伝えたり、YouTubeを視聴してもらい「声」を書いてもらいましょう。(名前は無記名でも結構です。その他はお書きください)

1500人の「声」集めて記者会見を開いたり、
国会要請行動などの運動に繋がりたいと思います！

主催: 大阪保育運動連絡会

大阪市中央区谷町7丁目2-2-202 ☎06-6763-4381 fax06-6763-3593

「声」を集める各地域の目標

	保護者	職員	合計
1 大阪市	30	250	280
2 吹田市	10	150	160
3 摂津市	1	3	4
4 茨木市	3	60	63
5 高槻市	1	35	36
6 豊中市	3	35	38
8 真面目市	5	35	40
9 守口市	1	30	31
10 門真市	1	30	31
11 豊屋川市	3	60	63
12 枚方市	5	70	75
13 交野市			
14 四條畷市	1	20	21
15 大東市	1	25	26
16 東大阪市	10	100	110
17 八尾市	5	50	55
18 松原市	3	50	53
19 藤井寺市	2	50	52
20 羽曳野市	1	35	36
21 雷田林市	3	40	43
22 河内長野市	1	20	21
23 堺市	10	200	210
24 高石市	1	20	21
25 浪大津市	1	10	11
26 和泉市	1	10	11
27 岸和田市	3	80	83
28 貝塚市	1	15	16
29 泉佐野市	1	35	36
30 熊取町	1	15	16
園長(同友会)			80
合計	109	1533	1722

児童福祉施設等に対する指導監査の簡素化についてパブリックコメント結果

意見 計280件

(意見抜粋)

- ・ 現地に行くことで判ることはたくさんあります。具体的には、臭い、汚い、整理整頓の欠如、2方向避難路が現実と違える状態などが、見えるべき指導・報告などが現実存在するか、子どもや職員の表情など、現場に行けば一目瞭然なことから、ちょっとおかしいな?と思っただけで、深掘りのきっかけになることで、さまざまな指摘が得られます。盲点は一応に如かず、です。
- ・ 昨今増えている企業主導型保育園や小規模保育園などは、基準の規模緩和がされているところですが、だからこそ、しっかりとした監査が必要かと思えます。
- ・ 保育施設の質の低下が懸念されている昨今、原則としての実地監査をやめようという議論に反対です。特に0歳児などの子どもは、何か問題が起きていても誰かに伝える術を持ちません。そして、親も保育施設内のことには、聞かされてしまえばわかりません。そんな中、実地でなくても良い、としてしまえば、問題を隠蔽しやすくなるだけです。
- ・ 当方は検査を受ける立場だが、多額の施設給付費をいただいていることもあり子どもの環境・安全のことを思えば妥当。書類の審査などは紙やオンライン上で可能かと思うが、子どもや施設の様子などは簡単でも、10分でも実際に見ていただく方が、異変にも気づきやすいのではないかと。
- ・ ごく一部の種別などとしても、多額の税金が当てられるなかで、子どもの安全について見過ごされる事態があるかもしれないと思うと強制的な実施は望んでおきたいと同時に、現状で抑止力になっているかもしれないと思う。
- ・ また検査員とのやり取りの中で気づきや学びもあるので、負担やお手数はおかけするが歓迎するので来てほしい。
- ・ 私自身は保育園に勤める身ですが、第三者評価などよりも指導監査の結果を施設名を明らかにして、ホームページなどで公表していただくようにしてほしいと考えています。そうすれば、より保育施設の質の向上にもつながりますし、保育費を親が保護者のためにもなります。そして、劣悪な施設で働いている保育士の処遇改善にもつながります。
- ・ 書面などリモートによる指導監査を目指すのではなく、しっかりとした情報公開を行ってほしいと思います。そのうえで情報公開の努力が施設への質の向上、運営費の向上などを行ってほしいと考えています。ちなみに第三者評価がそれに該当するのでは?との指摘も言われますが、第三者評価は評価を行う者の主観でかなり左右されますし、一部は「物」を産んでいるということも聞きます。ですので、指導監査の結果が客観的な評価ですので、ぜひとも検討していただければ存じます。
- ・ 担当の方との質疑応答の中で確認できるポイントもあり、目は子どもたちに向かうことに一杯一杯の我々も、さまざまな観点から質の向上を促します。
- ・ 実地検査のやり方について、先進的な取り組みをしている自治体の取り組み事例を収集し、できていない自治体の担当職員の力量の底上げを図るべきであって、能力の低い行政職員の「意味が薄い」との言い訳を真に受けず、実地検査をやらなくてもよい、というような「規制緩和」をするのは、本来転倒です。

児童福祉施設に対する実地監査は必ず実施してください！

子どもの命を守り、豊かな成長を保障するためには、行政の施設に対する指導監査は必要です。100%監査が行えるよう、行政職員を増やしてください。

私の声を聞いてください。

都・道・府・県 市 保育園

名前

(園長・保育者・保護者・その他)

全国での取組み予定

2つの署名（WEB併用）（6月30日〆切）

内閣総理大臣 岸田文雄 殿 厚生労働大臣 後藤茂之 殿 内閣府特命担当大臣 野田聖子 殿

児童福祉施設の実地検査に関する規制緩和に反対する要望書 行政責任を後退させず、指導監査体制の強化を

政府は、2023年度に「こども家庭庁」を創設するとし、国会では、そのための法案審議がはじまっています。これは、個々の省庁で担われてきた政策・施策を一本化するだけでなく、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指したものであると説明されています。

であるならば、単に省庁の再編にとどめず、これまで不十分かつ問題のあった子どもに関わる政策・施策の課題を洗い出し、そのあり方を抜本的に転換すべきです。

2021年末、政府は児童福祉施設等に対する指導監査についての規制緩和を提案しました。具体的には、都道府県知事・市町村長が、1年1回以上実施する保育所などの児童福祉施設等に対する指導監査は、実地で行うとしている要件を、児童福祉法施行令から削除するというのです。このことで、書面やり取りで指導監査をすませるような簡素化をすすめるようとしています。

コロナ禍を理由にした提案ですが、この規制緩和が実行されると、コロナ禍での例外的な対応が、「恒常化」されてしまいます。

2019（令和元）年度の調査によれば、指導監査の実施状況には自治体ごとに相当なバラツキがあり、実施がゼロの県すらあります。この規制緩和がすすめば、実地検査の実施率はさらに低下するでしょう。もちろん優良な施設も多々ありますが、認可保育所においても、子どもが死亡するなどの重大事故は後を絶ちません。内閣府子ども・子育て本部による「教育・保育施設等における事故報告集計」によれば、認可保育所における重大事故（死亡事故や治療期間30日以上を負傷や疾病、意識不明の事故等を伴う重篤な事故など）は、2016年474件から2020年1081件と、増加しています。子どもの成長・発達の見地からみて不適切な施設が存在も報告されています。また、保育士不足を背景に、保育者の資格要件の緩和が進行しており、子どもの命を守り、豊かな成長を保障するために、指導監査の重要性はさらに重みを増しています。

実際に、認定こども園への実地検査時に、その保育者から検査員に極秘に手渡されたメモから、子どもの権利侵害の実態が明らかになり、認定取り消しに至ったケースもあります。

提案に対するパブリックコメントでは、施設からも実地検査の意義を説く意見も含め、規制緩和に反対する意見が多数寄せられたことから、政府は、2022年4月から実施する予定を、夏頃に先送りしましたが、依然として規制緩和方針を堅持しています。

改めて、行政による監査は子どもの命と安全を守り、適切な保育を行なうために不可欠の仕組みであることを確認し、実地検査の省略を認める今回の提案に強く反対するとともに、自治体が指導監査体制を強化できるように、国として必要な措置をとることを求めます。

要望事項

1. 子どもの命と安全を守るために、児童福祉施設の実地検査に関する規制緩和提案を撤回し、自治体が指導監査体制を強化できるよう国として必要な措置をとってください。

お名前	都道府県名

取扱団体 全国保育団体連絡会 〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 ☎03-6265-3171/FAX03-6265-3230
署名期限 2022年6月30日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿 厚生労働大臣 後藤茂之 殿 内閣府特命担当大臣 野田聖子 殿

子どものために保育士の増員を求める要望書

政府は、2023年度に「こども家庭庁」を創設するとし、国会では、そのための法案審議がはじまっています。これは、個々の省庁で担われてきた政策・施策を一本化するだけでなく、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指したものであると説明されています。

であるならば、単に省庁の再編にとどめず、これまで不十分かつ問題のあった子どもに関わる政策・施策の課題を洗い出し、そのあり方を抜本的に転換すべきです。

保育所は、だれもが安心して子どもを産み育て働ける社会の実現にとって不可欠な社会資源であり、なにより、子どもたちの日々の暮らしと、成長発達を保障する大切な施設です。コロナ禍によって、その重要性は広く社会的に認識されてきました。

しかし、保育所の環境・条件はあまりにも貧しすぎます。特に、週40時間労働制が実施される一方で、保育時間が長時間化し、開所日数も増加しているにも関わらず、保育士の配置基準は、それに見合った改善もなく、今日にいたっています。

それどころか、本来常勤職員で対応すべき保育士を、短時間勤務の保育士に置き換えても良いとするなどの規制緩和を、政府は次々と実施しています。

コロナ禍への対応も加わり、保育現場の多忙化・人員不足は深刻なレベルに達しています。散歩先での子ども置き去りが増えているとの指摘もありますが、もはや現場の努力も限界を超えており、条件改善は急務です。この間政府は、保育士等の賃金については、経済対策として不十分ながら改善を進めていますが、保育士の増員を求める現場の声には、まったく背を向けたままです。

小学校では、40年ぶりに基準が改善され、全学年で35人を上限とする少人数級化が実現します。2021年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに227人になっており、今後20人前後の学級が増えることになりました。ところが、保育所の保育士の配置基準は、久しく改善がなく、4・5歳児の基準（子ども30人に保育士1人）に至っては基準制定以降70年以上一度も改善されておらず、国際的にみても低いまま、放置されています。

どのような状況にあっても、子どもたちには、安全・安心で質の高い保育が格差なく平等に保障されなければなりません。子どもの権利保障のために、予算を確保し、配置基準を引き上げるなどして、一刻も早く保育士の増員を実現することを求めます。

要望事項

1. 子どもの命と発達する権利を守るために、予算を確保し、70年以上改善されていない4・5歳児の配置基準を引き上げるなどして、保育士を増やしてください。

お名前	都道府県名

取扱団体 全国保育団体連絡会 〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 ☎03-6265-3171/FAX03-6265-3230
署名期限 2022年6月30日

現在、国会では、こども家庭庁関連法案の審議が始まろうとしています。

新たな省庁の創設によって子ども関連の施策が充実するのかどうか、国会審議を中止するとともに保育現場の実態や要望を社会にアピールし、保育施策拡充の世論を喚起することが重要です。

4月28日（木）記者会見

4月28日～5月2日 各地でアピール行動